

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成 28 年 1 月 5 日

令和 6 年 9 月 17 日一部改定

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

個人番号及び特定個人情報^(※1)（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保について独立行政法人 製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）として取り組むため以下の基本方針を定める。

^(※1) 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

機構では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、役職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うこととする。

2. 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うこととする。

(1)法令遵守

特定個人情報等の取扱いに関する法令等^(※2)を遵守することとする。

^(※2) 法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・個人情報保護法等関連法令
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（個人情報保護委員会）

(2)安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずることとする。

(3)適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずることとする。

(4)委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき機構自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこととする。

(5)継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めることとする。

3. 問合せ先

本方針の問合せ先（開示請求・苦情相談等を含む。）

企画管理部総務課 情報公開・個人情報保護相談室（電話03-3481-2063）